投薬日数の取り扱い変更について

平成 28 年度診療報酬改定（厚生労働省）に伴い、30 日を超えるお薬を投与できる条件が以下のとおり定められました。

「長期の投薬が可能な程度に病状が安定し、服薬管理が可能であることを医師が確認できた患者さんに限り、30 日を超えるお薬を投与できる。」

このため、患者さんによっては医師が処方する投薬日数を 30 日以内に変更させていただく場合がありますので、ご理解いただきます様よろしくお願いいたします。

服薬後に病状が変化した場合は、必ず当院までご連絡ください。

社会医療法人熊谷総合病院　　電話：048-521-0065（代）

※お薬のことは、医師、薬剤師にご相談ください。